平成 26 年 11 月、12 月に送付予定であった節目年齢(35・45・59 歳)の方などへの「ねんきん定期便」の送付遅延について

平成 26 年 11 月、12 月に送付を予定していた「ねんきん定期便」のうち、 封書で全加入期間を通知している方(この月が誕生月で節目年齢(35・45・ 59 歳)となる方など)については、「ねんきん定期便」の送付が遅延します。

お客様にご迷惑をおかけしますことをお詫びいたします。

これは、封書による「ねんきん定期便」に同封しているパンフレットについて、一部記述の変更を行ったためです。

※ 老齢年金の受取に必要な加入期間(受給資格期間)が、平成27年10月から10年(120月)に短縮される予定である旨記載されていましたが、この実施時期については、現時点では政府において検討中となっております。

できるだけ早く送付できるよう努力しておりますが、最大で 1 か月半程度の 遅延が発生する見込みとなっています。

重ねてお詫び申し上げ、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。